

宮崎県公報

平成30年2月5日(月曜日) 第 2967 号

発 行 **宮 崎** 県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
目 次	○保安林の指定の解除(2件)(自然環境課)2
	○道路の供用の開始(道路保全課)2
頁	○道路の占用を制限する区域の指定(//)3
規則	○公の施設の指定管理者の指定(建築住宅課)3
宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行	選挙管理委員会告示
規則の一部を改正する規則(国民健康保険課) 1	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
告 示	分の1の数4
指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課)1	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
)民有林の保安林の指定予定(3件)(自然環境課)2	の1の数4

規 則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年 2月 5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第7号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則(平成20年宮崎県規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第3号(第6条関係)	様式第3号(第6条関係)
[昭]	[略]
1 政令第13条第2項第1号に定める額	1 政令第13条第2項第1号に定める額
[略]	[略]
(注) エの金額には、平成20年度から平成25年度の間は、法附	
則第14条第2項の規定による繰入金の額も含めること。	
[明各]	[略]
様式第8号(第8条関係)	様式第8号(第8条関係)
[略]	[略]
3 政令第14条第2項第2号ハに定める額	3 政令第14条第2項第2号ハに定める額
[明各]	[略]
(注) 1 政令第14条第2項第2号ハに規定する保険料収納下限	(注) 政令第14条第2項第2号ハに規定する保険料収納下限額
額未満市町村がある場合のみ記載すること。	未満市町村がある場合のみ記載すること。
2 オの金額には、平成20年度から平成25年度の間は、法	
附則第14条第2項の規定による繰入金の額も含めること	
<u>o</u>	
[昭]	[晒]
附則	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宮崎県告示第 304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。 平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーションおあふ	宮崎市	訪問看護	平成30年 2月1日

宮崎県告示第 305号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字大内 平1936-3、1936-10、1954-丁、1956-乙
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと する。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 306号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字藤 / 尾甲3229 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 307号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県公報

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字樋重47 72-15 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 308号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字広 瀬1064-5
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

宮崎県告示第 309号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により 、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字広 瀬1064-12
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 310号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年2月5日から同月19日まで宮崎県県 土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	目わり白 夕	E	HH	/II III HELV O HU II
番号	種	類	路線名 区 間	间	供用開始の期日	
	国道	道	国道 3	東臼	午郡椎	平成30年2月5日
			27号	葉村	大字松	
				尾字	岳ノ八	
				重106	65番7	
				地先为	から同	
				郡同村	村同大	
				字同"	字1114	

	番45地先ま	
	で	

宮崎県告示第 311号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年2月5日から同月19日まで宮崎県県 土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

ì	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字岳ノ八重10 65番7地先から同郡同村同大字同字11 14番45地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月20日

宮崎県告示第 312号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例 第25号)第75条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定 した。

平成30年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県営小戸団地

県営鶴ノ島団地

県営青葉団地

県営東町団地

県営出来島団地

県営大塚A団地

県営大塚B団地

県営大塚C団地

県営生目団地

県営花ヶ島団地

県営平和ヶ丘団地

県営大塚台団地

県営大塚台西団地

県営源藤団地

県営神宮駅東団地

県営池内団地

県営花ヶ島東団地

県営江南団地

県営住吉北団地

県営生目台東団地

県営生目台西団地

県営学園木花台団地

県営本郷南団地

県営生目台北団地

県営横小路団地

県営新川団地

県営光町団地

県営松小路A団地

県営広瀬台団地

県営ひかりヶ丘C団地

県営平部ヶ下団地

県営寺田団地

県営見法寺団地

県営益安団地

県営馬越団地

県営瀬貝団地

県営栄松団地

県営目井津ヶ丘団地

県営新開団地

県営西小路団地

県営上浜田団地

県営みどりヶ丘団地

県営ひばりヶ丘団地

県営千町団地

県営年見団地

県営南畑団地

県営一万城南団地

県営早水団地

県営一万城B団地

県営都北団地

県営北原団地

県営川東団地

県営都原団地

県営一万城北団地

県営榎堀団地

県営沖水原A団地

県営沖水原B団地

県営花木団地

県営松川団地

県営堅田原団地

県営上原団地

県営南小林原団地

県営城山団地

県営三松団地

県営堤団地

県営京町団地

県営柳水流団地

県営永山団地

県営原の坊団地

県営犬熊団地

県営向陽団地

県営石貫団地

報

県営久保鶴団地

県営東平原団地

県営平原団地

県営下屋敷団地

県営畑田団地

県営持田団地

県営三納代団地

県営天井丸団地

県営新田麓団地

県営番野地団地

県営都農団地

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会

代表理事 甲 斐 正 幸

宮崎県宮崎市潮見町20番地1

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年1月20日現在次のとおりである。

平成30年2月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,534/

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年1月20日現在次のとおりである。

平成30年2月5日

宮崎市選挙区

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明 111,220人

都城市選挙区 延岡市選挙区

45,807人 35,029人